

スイスの親告罪和解協議召喚制度，損害回復 和解協議召喚制度及び刑事調停制度(1)

中 根 倫 拓

第1 はじめに

第2 統一刑事訴訟法の制定過程

1 草案

2 法案

3 チューリッヒ州パイロットプロジェクト

4 現行刑事訴訟法

5 実務の運用

第3 統一少年刑事訴訟法の制定過程

1 草案

2 少年刑法旧8条

3 法案

4 修正法案

5 現行少年刑事訴訟法

6 各州の調停実務

第4 小括

(以上本号)

第5 学説の検討

第6 考察

第7 むすび

第1 はじめに

近時，性犯罪・著作権侵害罪・営業秘密侵害罪・ストーカー行為で非親告罪化を迎えまたは迎えつつあるが，わが国の政府内で行われた議論を見ても各犯罪ごとの各論的な議論が中心になされており，親告罪の根拠論から遡っ

た総論的議論が不十分である。また，比較法的考察も極めて不十分であり，厳罰化の流れの下，親告罪か非親告罪かという二者択一的な議論の下で安易に非親告罪化に流れている傾向が否めない。そもそも，前提となる親告罪の根拠論から遡った総論的議論を決しなければ，いかなる犯罪が非親告罪にすべきで，いかなる犯罪が親告罪の対象であるべきかという各論的な議論もできない。

本稿は，親告罪に関する総論的検討を行うための比較法的研究の一環としてスイス法を検討する。スイスは2007年の統一刑事訴訟法，2009年の統一少年刑事訴訟法（共に2011年施行）により，親告罪の裁判外紛争解決機能に着目し，親告罪と和解・調停手続を結びつけるという他国には見られない画期的な制度設計を果たした。その背後には19世紀初頭から親告罪を調停類似の手続で処理してきた歴史がある。また2004年に親告罪の本格的な体系書が刊行された様に，スイス法には親告罪に関する議論の蓄積がある。このスイス法を素材として親告罪の根拠と被害者意思尊重を真に実現できる親告罪制度を検討してみることにはしたい。前編である本稿は刑事訴訟法・少年刑事訴訟法の制定経緯及び実務の運用について紹介する¹⁾。

第2 統一刑事訴訟法の制定過程

1 草案 (Vorentwurf zu einer Schweizerischen Strafprozessordnung)

スイスは2007年の統一刑事訴訟法制定以前は統一的な刑事訴訟法典は存在せず，各州で定められた刑事訴訟法典によって規律されていた。しかし，人口約800万人という少ない人口であることに加えて，26州という多くの州が異なった手続を行うことが非効率であることから統一法制定の声が高まり，2001年6月に統一刑事訴訟法草案及び添付報告書 (Begleitbericht zum

¹⁾ 本稿と同様のテーマを扱った論稿として黒澤睦「スイス刑事訴訟法・少年刑事訴訟法における親告罪和解協議召喚制度－損害回復協議勸奨制度及び少年刑事調停制度との比較も踏まえた修復的司法としての親告罪論－」法学新報123巻9・10号（2017年）133頁以下がある。同稿はスイス刑事訴訟法の基本原理及び告訴・親告罪の一般規定から遡って現行法を紹介・検討しており，併せて参照されたい。

Vorentwurf für eine Schweizerischen Strafprozessordnung) が公表された。その際に新たに導入が検討された規定が和解協議召喚制度 (Vergleich) と調停制度 (Mediation) である。

(1) 親告罪

草案346条1項は親告罪を対象に告訴を提出した被害者と加害者に対して検察官が和解の試みを行うことを義務付ける。これを「和解協議召喚制度」とする。これらの(義務的な)調停の試みは多くの州で民事訴訟と刑事訴訟において以前から名誉毀損罪において「贖罪」(Sühn) または「仲介手続」(Vermittlungsverfahren) として知られ、開始されていた²。目的は司法の負担を軽減する点にある³。これらの和解の試みは多くの法領域でもはや本来の国家的介入と裁判手続ではなく、調停による解決の方向を指向するという傾向を考慮したものとされる⁴。告訴提出者が無断欠席した場合は告訴取下げとなるが、他方被疑者が欠席した場合は通常の刑事手続に移行する。和解が成立すれば手続打ち切りとなる。

(2) 損害回復

草案347 a 条1項は損害回復 (Wiedergutmachung) を対象とする和解協議召喚を規定する⁵。損害回復における和解協議召喚も義務である。チューリッヒ州、バーゼル＝シュタット準州、ヴォー州、ジュネーブ州において1次的に少年刑事訴訟法において損害回復における調停が以前から存在または

² Bundesamt für Justiz, Begleitbericht zum Vorentwurf für eine Schweizerischen Strafprozessordnung, 2001, S. 206. なお、この制度はあくまで告訴を提出した被害者が対象であり、告訴を提出していない被害者をわざわざ呼び出すものではない。

³ Vgl., Ebd.

⁴ Ebd.

⁵ スイスにおける「損害回復」とは、①執行猶予(刑法42条)の前提条件を満たしたとき、かつ、②刑事訴追における公共の利益と被害者の利益が僅かなときを対象として、③犯人が引き起こした不法を取り除くため、損害を弁償または要求しうる努力を企みた場合に刑事訴追の権限ある機関は訴追、移送または処罰を免除する制度をいう。Art. 53 StGB, 2007年施行の刑法総論改正により規定された。

スイスの親告罪和解協議召喚制度，損害回復和解協議召喚制度及び刑事調停制度(1)

運用されていたという⁶。

損害回復においては検察官が和解を行う和解協議召喚に加えて，外部の専門家に調停を委託する「調停制度」を規定する。草案190条以下に専門家の規定があり⁷，草案193条1項d号により守秘義務を負う⁸。草案496条4項により成功した場合の費用は通常は連邦または州が負担する⁹。

草案¹⁰

346条（和解の試み）

- 1 項 事前手続において専ら親告罪を対象としている場合で告訴提出者が私人である場合，検察は当事者を平和的合意を達成する目的のために協議（Verhandlung）に召喚する¹¹。
- 2 項 告訴提出者が無断欠席した場合，刑事告訴は取下げとみなされる。
- 3 項 被疑者が欠席した場合または和解が達成しなかった場合は，検察は即時に審査（Untersuchung）¹²を引き受ける。
- 4 項 和解のあと，記録に記載し当事者による署名をして，検察は手続を打ち切る。

347条（担保提供）

- 1 項 和解の試みが失敗した場合，検察は私訴原告¹³に10日以内に費用

⁶ Begleitbericht, aa.O. (Anm. 2), S. 207.

⁷ Bundesamt für Justiz, Vorentwurf zu einer Schweizerischen Strafprozessordnung, 2001, Art. 190ff.

⁸ Ebd., Art. 193 Abs. 1 Nr. d.

⁹ Ebd., Art. 496 Abs. 4.

¹⁰ Ebd., Art. 346, 347, 347a.

¹¹ 傍線は以下のものを含めて筆者によるものであり，条文における強調箇所を示すものである。ここでは草案において，親告罪と損害回復がともに和解協議召喚が義務であることを示すために付した。

¹² 「審査」は捜査と終局処分を含む概念である。Vgl., Art. 308ff. StPO.

¹³ 告訴提出者は放棄しない限り私訴原告となるため，「私訴原告」と表記される。Art. 118 Abs. 2, Art. 120 StPO. ここでは告訴提出者と同義である。

と損害賠償の担保を果たすよう義務付けることができる。

2項 担保提供が不十分であることが証明された場合は、審査か裁判手続の間に額を上げることができる。

3項 担保提供の義務は無料の訴訟遂行の条件を満たす告訴提出者は含まない。

4項 担保の提供が期間内に提供されない場合は刑事告訴の取下げとみなされ、検察または裁判所は手続を終局的に打ち切る。

5項 被疑者が証拠申請をした場合、検察と裁判所は根拠ある事例の場合には例外的に担保の提供を要求できる。

347 a 条（損害回復における手続）

1項 刑法53条の損害回復による刑罰の免除が問題になる場合は、検察は当事者を損害回復を達成するという目的に沿い、346条の適用の意味に則した対話（Gespräche）に召喚する。

2項 検察官はこの任務につき専門家・世間一般に認められた適当な人にこの規定の意味に即した適用を委託することができる¹⁴。

3項 検察は起訴前手続を損害回復の対話の期日の間は停止することができる。

4項 刑法53条の意味における損害回復を被疑者が果たしたときは検察はその手続を打ち切る。

2 法案（Entwurf Schweizerische Strafprozessordnung）

草案公表後の審議を踏まえて、2005年12月に統一刑事訴訟法法案及び通知（Botschaft zur Vereinheitlichung des Strafprozessrechts）が公表された。有罪判決は被害者にも不満足を呼び起こすこともあるとされ¹⁵、この点で法

¹⁴ 草案においては損害回復のみに外部の調停人への委託が認められた。

案においては被害者の利益も考慮されている。また、この手続においては被疑者の自白を要件としないとされた¹⁶。

(1) 親告罪

法案では和解手続は統一的な訴訟手続のために提案され、検察はこの機会を基本的に使用する必要があるとされたが、親告罪における和解協議召喚が義務から裁量に変更された。これは初めから和解しないことが明らかな事例に考慮したためである¹⁷。

和解の実務の通例では被害者と被疑者は対面直面することが要求される¹⁸。しかし、検察は合意を導くために前もって何度も当事者両者を別々に聴取することができる¹⁹。法案においても目的は司法の軽減を可能にする点にあるとされた²⁰。初期の決定的な告訴取下げを防ぐために検察は法案314条1項c号の適用により被疑者が義務を履行するまで刑事手続を停止することができる²¹。

(2) 損害回復

法案においても損害回復における和解協議召喚は義務のままとされた。両当事者が無断の欠席をした場合は合意の基礎がないとして審理が続けられる²²。

法案316条4項2文（担保提供義務）の適用されるケースはめったにない。告訴権者の悪ふざけまたは過大な要求により失敗となり、その手続を行うことが高い訴訟費用の原因となる場合に限られる²³。

¹⁵ Schweizerischen Bundesrates, Botschaft zur Vereinheitlichung des Strafprozessrechts, 2005, S. 1267.

¹⁶ Ebd.

¹⁷ Ebd., S. 1268.

¹⁸ Ebd.

¹⁹ Ebd.

²⁰ Vgl., Ebd.

²¹ Ebd.

²² Ebd.

草案347条4項（被疑者に対する担保提供の規定）は批判され²⁴、削除された。

(3) 調停

法案では317条を追加し、外部の調停人に委託することができることとした。対象犯罪に限定はない。調停により合意が得られたとしても検察官に対する拘束力を有しない。

そして、調停の1次的目的は訴訟経済とされる²⁵。また、犯人は被害者とその権利をより意識でき、責任を自覚できるとされ、加害者への教育効果も期待されていた²⁶。

和解協議召喚制度は刑事手続内の手続であるのに対して、調停は訴訟外の手続であるという差異がある²⁷。調停実行には被疑者と被害者の同意が条件となる²⁸。また、調停と併行して刑事手続も行える²⁹。そして、対話は代理人によって行うことはできないことに配慮する³⁰。調停人は独立・中立の立場で行い、守秘義務を負う。守秘義務は検察官に対しても負う³¹。調停人は一定の事例では、刑罰減刑や打ち切り、当事者の調停合意の実行期間の停止ができる³²。

費用は、調停が成功して手続が打ち切られた場合の被疑者は法案433条2

²³ Ebd.

²⁴ Bundesamt für Justiz, Zusammenfassung der Ergebnisse des Vernehmlassungsverfahrens über die Vorentwürfe zu einer Schweizerischen Strafprozessordnung und zu einem Bundesgesetz über das Schweizerische Jugendstrafverfahren, 2003, S. 64.

²⁵ Botschaft, a.a.O. (Anm. 15), S. 1269.

²⁶ Ebd.

²⁷ Ebd.

²⁸ Ebd.

²⁹ Ebd., S. 1270.

³⁰ Ebd.

³¹ Ebd.

³² Ebd.

項（違法または有責な場合）の留保を除き無料で、失敗した場合は法案433条4項（被害者が裕福な場合）の留保を除き、国家（Staat）が負担する³³。

法案³⁴

316条（和解）

- 1 項 親告罪を手続の対象としている場合で検察は告訴提出者と被疑者を和解を達成する目的で協議に召喚することができる³⁵。告訴提出者が来ない場合は刑事告訴は取下げとみなされる。
- 2 項 刑法53条による損害回復を理由とする刑罰の免除が問題になる場合、検察は被害者と被疑者を損害回復を達成する目的で協議に召喚する。
- 3 項 合意に達した場合、記録に記載し参加者による署名をする。その後、検察はその手続を打ち切る。
- 4 項 1 項 2 項による協議に被疑者が来ないまたは合意が得られない場合は検察は即時に審査の責任を引き受ける。検察は根拠のある事例では、告訴提出者に10日以内に費用と損害賠償のための担保提供を義務付けることができる。

317条（調停）

- 1 項 検察はいつでも調停人に調停を委託することができる³⁶。検察は被疑者と被害者の同意を得て委託し³⁷、調停の効果を被疑者と被害者に伝える。検察は記録のコピーを調停人に送達する。

³³ Ebd.

³⁴ Die Bundesversammlung der Schweizerischen eidgenossenschaft, Entwurf Schweizerischen Strafprozessordnung, 2005, Art. 316-317.

³⁵ 法案においては親告罪の和解協議召喚が検察官の裁量規定に変更されたのに対して、損害回復は義務のままである。

³⁶ 法案においては外部の調停人へ委託できる対象犯罪の制限をなくした。

³⁷ 法案においては同意を明示的に要件とした。

- 2項 刑事訴追の責任は検察にとどまる³⁸。検察はいつでも調停の状況について通知させることができる。
- 3項 調停人は関係者の間で自由な交渉による解決を努力すべきである。この目的を達成するために調停人は検察から完全に独立して行い、中立かつ関係者の圧力なしに行う。
- 4項 調停人は被疑者と被害者を自由意思による対話の参加を教示³⁹の下、召喚する。調停人が検察官に調停の結果を通知したときは任務を果たしたものとみなす。この通知は以下のものを含む。
- a 合意した取り決めの文面及びそれを実行に移したことの証明
 - b 単なる失敗の確定
- 5項 刑事官庁は成功した調停の結果を適切に考慮する。
- 6項 参加者は後に刑事手続の経過について調停人の前でなされた発言はたとえ調停が失敗しても口外することはできない。
- 7項 調停人は守秘義務を負う。調停人は題目 (Titel über Tatsachen)、職務の執行の情報または行おうとしたまたは参加した行為については尋ねられない。一件記録は差し押さえされない。
- 8項 連邦と州は刑事手続における調停人の投入の様式を定める。特に、調停活動の行使のための専門的・個人的な前提条件について規定し、職業規則・記録簿への記帳・監視についての規定を公布する。

³⁸ 法案においては調停結果の検察官拘束力を否定した。そのため合意に達しても再度刑事手続を行うという二度手間の可能性もある。

³⁹ 調停人から再度自由意志による参加を教示される。

3 チューリッヒ州パイロットプロジェクト

(1) 概要

チューリッヒ州において制定に先立ち、2002年の終わりから2005年6月まで調停のパイロットプロジェクトが実施された。そして、2006年にチューリッヒ大学犯罪学研究所によりパイロットプロジェクトの詳細な調査結果が公表された。本プロジェクトは現行法の制定に多大な影響を及ぼしたことから、以下調査結果を詳細に紹介する。

2001年に刑事調停の専門組織である VSMZ (Vereins Straf-Mediation Zürich) が結成され、政府から40万スイスフラン及び州教会から18万4321スイスフランの寄付を受けた⁴⁰。これにより、当事者は2005年6月2日まで無料でこの事業が提供された⁴¹。

結論として、このパイロットプロジェクトにより財政的問題が指摘された⁴²。そして、成果のない調停手続が費用・時間の面で事件処理の経済に負担をかける⁴³。なぜなら刑事手続の前に調停手続の中止を行う必要があるためである。もっとも、統計に基づいた経験的な節約モデルを設計することにより、調停手続がシステムに負担を導くことはめったになくすると示した⁴⁴。

調査方法は以下の通りである。適用犯罪のガイドラインとして回覧状

⁴⁰ Christian Schwarzenegger/ Urs Thalman/ Veio Zanolini, Mediation im Strafrecht: Erfahrungen im Kanton Zürich Schlussbericht zur kriminologischen Evaluation des Züricher Pilotprojekts, 2006, S. 1. パイロットプロジェクトは調停のみを実施し、和解協議召喚については行われていない。また、VSMZは当初は Fachstelle KonSens と呼ばれていた。2005年に州政府が更なる出資をやめ、この職務を経費削減のため司法執行省 (Amt für Justizvollzug) に併設させることを決定した。Veio Zanolini, Wiedergutmachung durch Mediation: Eine Untersuchung über praktische Erfahrungen in Strafsachen, 2014, S. 106.

⁴¹ 2005年6月3日以降は調停手続の受入れは400スイスフランの料金を成人被疑者から徴収する。Ebd., S. 2. 場合によっては通訳費用は調停組織が負担する。

⁴² Ebd.

⁴³ Ebd.

⁴⁴ Ebd.

(Kreisschreiben) があり、これによると①行為自体または当事者の振舞いを通して初めから不可能と思われる場合を除く全ての親告罪、②被害者の側から訴追、打ち切りまたは量刑に本質的に影響し得ることについての決定に無関心であることをはっきり示した場合の職権犯罪、③少年刑事手続全てが適切とする。もっとも、学際的なチームとの共同作業によって作られた家庭内暴力における刑事調停に関するガイドライン (Richtlinien betreffend Strafmiation bei häuslicher Gewalt) によると、養育された生活共同体内の成人の家庭内暴力事件は除外される⁴⁵。審査官庁は調停の有効性を自由な裁量で判断し、その上で被害者・被疑者双方の同意がある場合に実施した⁴⁶。具体的には、調停の選別は三段階で行われた。まず審査官庁が大まかな選別を行い、次に司法執行省が被疑者の観点から細かい選別を行い、そして調停人が被害者の観点から細かい選別を行った。第一の審査官庁は被疑者が状況の主要部分を認めているか、家庭内暴力の手續が行われまたは暴力犯罪の前科があるか、重大事件でないかを審査する。次に司法執行省・調停人はそれぞれ a 明白な精神的障害、b 中毒症状、c 緊急の暴力状況、d 明らかな力の差、e 児童に対する暴力の存在、f 係属中の家族法手續の有無（加えて、被疑者には被害者の立場に感情移入できる能力、被害者には自身の利益を守る状況にあるか）が審査された⁴⁷。そして、専門家は6か月以内に書面による合意を目的として努力する⁴⁸。もっとも、具体的な協議の最大日数は設けない⁴⁹。調停人は当事者をまず別々に対話に呼び出す⁵⁰。それにより参加者の協力の用意がなされ、共同対話が準備される。

⁴⁵ Ebd., S. 3, *Zanolini*, aa.O. (Anm. 40), S. 107.

⁴⁶ Ebd., S. 4.

⁴⁷ Ebd., S. 6.

⁴⁸ Ebd.

⁴⁹ Ebd., S. 36

⁵⁰ Ebd.

(2) 調停の対象

名誉毀損罪は基本的に適しているにもかかわらず回覧状で委託できる官庁として区裁判所が言及されていなかったため、私人起訴犯罪である名誉毀損罪は初めから考慮されていなかった⁵¹。そして、調停手続の対象の85.7%が暴力犯罪（傷害、過失傷害、脅迫、器物損壊、暴行、強要）という結果であった⁵²。セクシャルハラスメント（Sexuelle Belästigung）も1件あった。調停の対象は強要と恐喝を除いた93.6%が親告罪（相対的親告罪を含む）であった。

別の視点から見ると、接触犯罪（Kontaktdelikte、犯人と被害者のつながりから生じる犯罪）が76.3%を占めた⁵³。委ねられた事例の圧倒的多くはパートナーシップまたは家族間の暴力犯罪である⁵⁴。検察は暴力犯罪以外のカテゴリーを基本的に委任したと示された⁵⁵。

調停の対話には平均して被害者1.25人、加害者1.45人が参加した⁵⁶。中央値はそれぞれ1人である。大部分の事例では被害者サイド、被疑者サイド1人ずつ参加している。また、多くても5人まで参加している。

平均して1事件につき2.7罪が対象となる⁵⁷。中央値が3罪、最高で5罪、そして、相互に告訴した事例が7件あり全体の10.9%⁵⁸を占める。

(3) 損害

財産的損害が生じた事例において平均損害額が1万6000スイスフランであった⁵⁹。もっとも、中央値は1200スイスフランであり、5万スイスフラン

⁵¹ Ebd., S. 20.

⁵² Ebd., S. 21, 75. 主要犯罪の統計である。また表では「傷害」と表記されているが、単純傷害を指すものと思われる。Vgl. Zanolini, a.a.O. (Anm. 40), S. 210, 241.

⁵³ Ebd., S. 26, 82.

⁵⁴ Ebd., S. 31.

⁵⁵ Ebd., S. 49.

⁵⁶ Ebd., S. 23, 72.

⁵⁷ Ebd., S. 76.

⁵⁸ Ebd., S. 23, 83.

の被害額の横領事件が平均を挙げている。損害額が乏しい理由は多くの事例では損害が定まっていなかったりまたは正確な申し立てがなされていないことによる。財産的損害の把握は特に高度に複雑な事例では難しい。多くの場合は精神的損害として価値を判定するものと推察される。

精神的損害は93%が5段階評価で中から重大（3～5）とランク付けされる⁶⁰。精神的損害の平均は3.8、中央値は4。もともと、この数値は被疑者と被害者の主観が入るためあまり明確な判断はできないとされる。この結果から損害が生じていない事例においては解決するのは容易ではないとされる。そして、親告罪の精神的損害の形式的な重大性は一般的に控えめであるといえる。しかし、客観的な犯罪の重大性と主観的な重大性は独立しており、軽微犯罪でも生活環境（Lebenserfahrungen）に重大な影響は生じ得るとする⁶¹。

(4) 成功率

調停が実施された事件は64件である⁶²。そのうち5件は調停が有効でないとされ刑事手続に戻されたため91.5%が実施され、調停がなされた59件の内53件すなわち89.8%が和解が実現した⁶³。高い成功率は外国の研究の結果とされる（特にオーストリア、ドイツ）⁶⁴。また、審査官庁による意義ある調停の有効性選別も要因である。調停手続の失敗は追加の費用と時間のロスを引き起こす⁶⁵。失敗した理由は6つの内4つの事例が金銭の損害回復に関し

⁵⁹ Ebd., S. 24, 79.

⁶⁰ Ebd., S. 25, 81.

⁶¹ 刑事調停は軽微事件の処理だけではなく、生活環境に重大な犯罪も成功するとも評価される。Veio Zanolini, Erste Erkenntnisse zur Mediation im Jugend- und Erwachsenenstrafrecht Die wichtigsten Ergebnisse der kriminologischen Evaluation des Pilotprojekts "Strafmediation" im Kanton Zürich, ZStrR 125/2007, S. 415.

⁶² Schwarzenegger/ Thalman/ Zanolini, a.a.O. (Anm. 40), S. 72, 95.

⁶³ Ebd., S. 26, 72.

⁶⁴ Ebd., S. 27.

⁶⁵ Ebd., S. 26.

て不一致があり，3つの事例が被害者が精神的にできなかったためとされる⁶⁶。

(5) 当事者の特性

年齢については被疑者は平均38.0歳，被害者は36.6歳，中央値は被疑者36.5歳，被害者39.0歳と大きな差異は見られなかった⁶⁷。他方，性別については被疑者は男性76.6%，女性20.3%，被害者の男性は51.6%，女性43.8%。加害者は男性が多く，被害者は女性が多いという差異が見られた⁶⁸。

婚姻の有無については被疑者の42.2%が独身，被害者の39.1%が独身。既婚は被疑者の39.1%，被害者の32.8%⁶⁹と大きな差異は見られなかった。また，住宅環境については1人暮らしが被疑者28.1%，被害者20.3%，パートナーシップが被疑者37.5%，被害者35.9%，家族と生活が被疑者21.9%，被害者20.3%と大きな差異は見られなかった⁷⁰。

国籍については被疑者の56.3%，被害者の62.5%がスイス。非スイス人の滞在状況は統計的に重大な違いはなかった⁷¹。また，母国語は被疑者の64.1%がドイツ語，被害者の68.8%がドイツ語⁷²であった。理解可能言語はドイツ語が被疑者の82.8%，被害者の92.2%でありこの点についても大きな差異は見られなかった⁷³。

学歴についてはギムナジウム中級3年卒業（Mittelstufe）が被疑者48.4%，被害者60.9%であった⁷⁴。職業状況についても被疑者の51.6%，被

⁶⁶ Ebd., S. 95.

⁶⁷ Ebd., S. 28, 84.

⁶⁸ Ebd., S. 28, 85.

⁶⁹ Ebd., S. 28, 86.

⁷⁰ Ebd., S. 29, 87.

⁷¹ Ebd., S. 29, 88, 89.

⁷² Ebd., S. 29, 90.

⁷³ Ebd., S. 29, 91.

⁷⁴ Ebd., S. 91. ギムナジウム中級3年卒業は日本の高校卒業に相当する。

害者の55.0%が就業しており差異はなかった⁷⁵。被雇用者が被疑者67.6%，被害者77.4%，自営業は被疑者27.0%，被害者22.6%⁷⁶。フルタイムで働く人は被疑者が73.1%，被害者が42.3%であった。パートは被疑者26.9%，被害者57.7%⁷⁷。収入は2万スイスフラン以下が被疑者21.9%，被害者は4万～6万スイスフランが20.3%⁷⁸と最も高い割合を示した。

以前に司法との関連がない者は被疑者57.1%，被害者54.7%であった。以前に司法との関連ある被疑者のうち、かつて被疑者として参加した者は69.2%，被害者としての参加は0%だった。以前に司法と関連がある被害者は28.6%がかつて被疑者として参加し，35.7%がかつて被害者として参加した⁷⁹。もっとも，この結果はサンプルが少なすぎて解釈が難しいと評される。

調停の機会については被疑者の71.9%，被害者の65.6%が肯定的な評価をしている⁸⁰。

(6) 期間と消費

調停手続に要した日数は平均して143.2日であり，通常の刑事手続は158.9日であった。また，中央値は調停手続が105.5日であり，公式の刑事手続が107.0日であり⁸¹，わずかに短い程度であった。このデータにより調停は紛争をより早い解決に導くとの根拠は誤りであることが証明された。このアンケートは調停が失敗した後の通常の刑事手続の期間と消費及び捜査機関が委託前に調査して決定するプロセスを考慮していないため違いはより大きくな

⁷⁵ Ebd., S. 29, 91.

⁷⁶ Ebd., S. 92.

⁷⁷ Ebd., S. 29, 92.

⁷⁸ Ebd., S. 30, 93.

⁷⁹ Ebd., S. 30, 93.

⁸⁰ Ebd., S. 30, 94.

⁸¹ Ebd., S. 34, 74, 97. 統計方法によっては調停の方が従来の刑事手続より短くなる。Vgl., S. 139.

る⁸²。罪種別で見ると，従来の刑事手続の脅迫の中央値が44.5日なのに対して過失傷害他が139.5日，故意傷害が152.5日であり⁸³，罪種によって大きな差異が生じることも判明した。

処理時間で見ると，調停合意の場合は1事件当たり18.1時間，検察の場合は10.5時間または8.4時間。中央値では調停合意の場合は16.1時間，検察の場合は6.0時間または5.0時間と大きな違いが生じた⁸⁴。時間で見ると，調停の方が通常の刑事手続よりむしろ時間がかかる結果となった。

賃金コストについては調停の場合は平均1398.30スイスフランであった。検察官の場合は722.10スイスフランであった。中央値は調停は1213.90スイスフラン，検察官の場合は389.90スイスフランであった⁸⁵。調停人の賃金コストの方が検察官より高く，そして，これにはインフラ整備のコストは考慮されていないことに注意しなければならないとする⁸⁶。

もっとも，時間的要因はこれまでの多くの経験の蓄積によってより良くなる。権限と作業工程を経験に基づいて最適の状態にし，規格化することによって達成されると評価する。そして，チューリッヒ州の刑事調停の経験は調停人による運用計画（Betriebskonzept）の適合が必要であることを示した⁸⁷。また，将来専門家の任務を明確に限定する必要がある⁸⁸。

⁸² Ebd., S. 40.

⁸³ Ebd., S. 48, 136.

⁸⁴ Ebd., S. 34, 98. 検察の処理時間は統計が一部欠けているため補正方法により多少異なる。

⁸⁵ Ebd., S. 34, 98.

⁸⁶ Ebd., S. 99. 費用対策として，オーストリアの類似した実務によると2005年6月に400スイスフラン（145ユーロ）を被疑者は調停手続の初めに払わなければならないとする運用を導入した。これは法治国家の観点（例えば法の下の平等）における措置としては有意義かつ正当化できるか疑わしいと評価される。Ebd., S. 35.

⁸⁷ Ebd., S. 37.

⁸⁸ Ebd., S. 48.

(7) 検察官へのアンケート結果

ア 概要

調停に委託した官庁の内訳は検察官が75.0%，少年弁護人が17.2%であった⁸⁹。少年刑法の教育的な根本思想にふさわしい少年事件が成人事件より低い割合という結果になったことは驚くべきことと評された。チューリッヒ州の刑事調停に関する情報状況をどう評価しているかについては「とても良い」が13.0%，「良い」27.3%，「普通」が46.8%となった⁹⁰。もっとも、「よい情報提供を受けているか」を理解しているかという問題は未解決のままとされる⁹¹。

調査の最後の年（2004年）に88.3%の検察官が区検察官として親告罪の審査を委託した⁹²。各検察官が担当した犯罪全体の中での親告罪の割合は10～20%が28.6%，20～30%が24.7%，30%～40%が24.7%と約78%が10%から40%と回答した⁹³。親告罪の割合は平均して25%であり，比較的僅かと段階付けされる⁹⁴。

昨年（2004年）に刑事調停に委託したかの質問には「はい」31.2%，「いいえ」58.4%と委託が少ないことが示された⁹⁵。

直近の事件について検察官と職員の委託審査の時間消費は81.8%の事例が記録の検討に2時間投入する⁹⁶。尋問は4時間が36.4%，その他状況の究明が1時間で91.7%，事務（Administration）が1時間で84.6%，その他が1時間で87.5%，合計時間が2時間が37.5%，4時間が33.3%，6時間16.7%と6時間以内が9割近くを占めた⁹⁷。検察は中央値では全体で2.8時間以内

⁸⁹ Ebd., S. 20, 74.

⁹⁰ Ebd., S. 38, 110.

⁹¹ Ebd., S. 38.

⁹² Ebd., S. 38, 110. 当時の名称が改称され，区検察は現在は検察，検察は上級検察と呼ばれる。

⁹³ Ebd., S. 38, 111.

⁹⁴ Ebd., S. 39.

⁹⁵ Ebd., S. 38, 111.

⁹⁶ Ebd., S. 39, 112.

に1事件を処理する⁹⁸。処理日数は50日が39.1%、100日が39.1%を占めた⁹⁹。

イ 調停の対象

暴力犯罪（単純傷害，過失傷害，暴行）に調停を投入すべきかは「どちらかといえば重要である」（finde eher wichtig）が54.5%、「とても重要である」が23.4%を占めた¹⁰⁰。他方（軽微な）財産犯罪については「どちらかといえば重要ではない」が40.3%、「全く重要ではない」が24.7%と回答した¹⁰¹。名誉毀損については「どちらかといえば重要である」が33.8%、「とても重要である」が26.0%であった¹⁰²。検察官は暴力犯罪が特に適切または有効なカテゴリーとみなしているが、この申し立ては一般にふさわしくない。少なくとも検察官は暴力犯罪の調停の有効性が名誉毀損と僅かな財産犯罪より有効であると確信している¹⁰³。

捜査の結果，単に親告罪が明らかになり被疑者が自白しているとき被疑者と被害者が調停手続に参加することが基本的にいつも提案されるべきであるかについて「どちらかといえばそう思う」29.9%、「どちらかといえばそう思わない」が37.7%、「まったくそう思わない」が20.8%であった¹⁰⁴。

損害が見積れないことについては「どちらかといえば重要でない」が51.9%、「全く重要ではない」が24.7%となった¹⁰⁵。損害額が大きいことは「どちらかといえば重要ではない」が44.2%、「どちらかといえば重要である」が36.4%と回答した¹⁰⁶。

⁹⁷ Ebd., S. 113-115.

⁹⁸ Ebd., S. 39.

⁹⁹ Ebd., S. 39, 116.

¹⁰⁰ Ebd., S. 41, 117.

¹⁰¹ Ebd., S. 41, 117.

¹⁰² Ebd., S. 118.

¹⁰³ Ebd., S. 41.

¹⁰⁴ Ebd., S. 42, 127.

¹⁰⁵ Ebd., S. 118.

被疑者の特別の協力の用意が重要かについては「どちらかといえば重要である」が32.5%、「とても重要である」が55.8%と答えた¹⁰⁷。被害者の特別の協力の用意が重要かについては「どちらかといえば重要である」が20.8%、「とても重要である」が68.8%を占めた¹⁰⁸。

被疑者が初犯であることが重要であるかについては「どちらかといえば重要ではない」が40.3%、「どちらかといえば重要である」が40.3%を占めた¹⁰⁹。被疑者が再犯であるかは「どちらかといえば重要ではない」が41.6%、「どちらかといえば重要である」が36.4%と回答した¹¹⁰。

刑事手続における僅かな公共の利益が重要であるかは「どちらかといえば重要である」が40.3%、「どちらかといえば重要ではない」が22.1%、「全く重要ではない」が18.2%を占めた¹¹¹。正式手続にすべき公共の利益は「どちらかといえば重要である」が41.6%、「どちらかといえば重要ではない」が31.2%となった¹¹²。

被害者の非公式の領域で処理したいという要望は重要であるかは「どちらかといえば重要である」が45.5%、「とても重要」が39.0%を占めた¹¹³。被害者の個人的要望（例えば処罰感情）は「どちらかといえば重要である」が57.1%、「とても重要である」が20.8%であった¹¹⁴。参加者、特に被害者のこの利益または欲求が官庁の別の解決法の判断において中心的な位置価値を持つとされる。

¹⁰⁶ Ebd., S. 42, 123.

¹⁰⁷ Ebd., S. 41, 119.

¹⁰⁸ Ebd., S. 41, 119.

¹⁰⁹ Ebd., S. 41, 120.

¹¹⁰ Ebd., S. 42, 123.

¹¹¹ Ebd., S. 120.

¹¹² Ebd., S. 124.

¹¹³ Ebd., S. 41, 121.

¹¹⁴ Ebd., S. 42, 124.

ウ 調停手続の評価

チューリッヒ州の「司法と内部の運用」(Direktion der Justiz und des Innern)の家庭内暴力における刑事調停に関するガイドラインの情報量をどのように評価するのかの質問に対しては「十分な情報」が49.4%、「あまり十分でない情報」が27.3%を占めた¹¹⁵。検察官の回覧状において基本的に調停有効性があるとされ、特に当事者が望む事例では調停手続の参加が認められるべきかは「どちらかといえばそう思う」が46.8%、「全くそう思う」は31.2%であった¹¹⁶。

調停手続が従来の手続より被疑者にとって状況を軽減する解決策となっているかは「どちらかといえばそう」が37.7%、「全くそう思う」が18.2%、「どちらかといえばそうでない」が27.3%と回答を得た¹¹⁷。また、刑事法関連の紛争は国家刑罰権の下にあるため、調停手続は刑事法上の事柄に適用すべきではないかの質問に対しては「全くそう思わない」が45.5%、「どちらかといえばそう思わない」が28.6%であった¹¹⁸。そして、調停は刑罰の意義と目的を減じてしまうかについては「全くそう思わない」が39.0%、「どちらかといえばそう思わない」が36.4%を占めた¹¹⁹。もっとも、刑事手続は効果的かつ効率的な解決策かは「どちらかといえば重要」が37.7%、「とても重要である」が32.5%であると回答した¹²⁰。

調停に委託される事件が比較的少ない理由としてこの調査結果から報告書は以下の様に考える¹²¹。①基本的に検察官は調停に対して懐疑的である。なぜなら、調停を刑事手続と比較して緩和した解決と考えており、同時に刑事手続は調停より効果的かつ効率的と考えている、②基本的に調停は暴力関

¹¹⁵ Ebd., S. 127.

¹¹⁶ Ebd., S. 128.

¹¹⁷ Ebd., S. 43, 128.

¹¹⁸ Ebd., S. 43, 129.

¹¹⁹ Ebd., S. 43, 129.

¹²⁰ Ebd., S. 42, 125.

¹²¹ Ebd., S. 44.

係の犯罪の制限と考えている。

(8) 被害者・加害者へのアンケート結果

専門家側から圧力を被疑者へかけてくることはいくつかの僅かな例外事例とされる¹²²。被疑者と被害者の多くは調停人からの圧力行使はなかったと回答している¹²³。

調停手続における個人的経験に一般的に満足しているのかとの質問に被疑者は「とても満足」52.4%、「満足」23.8%、被害者は「とても満足」50.0%、「満足」32.1%と圧倒的に「満足」または「とても満足」であった¹²⁴。具体的な合意の内容について63.9%の被疑者、53.6%の被害者が「とても満足」と回答した¹²⁵。

完全に合意を順守したかは97.1%の被疑者が肯定している¹²⁶。他方、被害者は53.6%がより完全に合意を順守してもらったと回答し、両者に大きな差異が生じた。

参加者に将来の機会においてもう一度調停に参加したいかとの質問では被疑者は64.3%、74.2%の被害者が肯定的に回答した¹²⁷。

調停の時間が長いという印象をもつかとの質問に対しては被疑者の81.0%、被害者の83.9%が否定した¹²⁸。

調停が被疑者が犯罪行為の原因・被害者の心情を理解することを助けているかは被疑者31.7%が「とても理解できた」、24.4%が「どちらかといえば理解できた」と回答した¹²⁹。

¹²² Ebd., S. 45.

¹²³ Ebd., S. 101.

¹²⁴ Ebd., S. 45, 102.

¹²⁵ Ebd., S. 45, 103.

¹²⁶ Ebd., S. 46, 105.

¹²⁷ Ebd., S. 46, 106.

¹²⁸ Ebd., S. 47, 107.

¹²⁹ Ebd., S. 47, 108.

スイスの親告罪和解協議召喚制度、損害回復和解協議召喚制度及び刑事調停制度¹⁾

調停は良い解決を提供するとの印象を持ったか、あなたを個人的に助けたかとの質問では78.6%の被疑者、80.6%の被害者が「はい」と答えた¹³⁰。

(9) まとめ

本報告書により、全体的に刑事調停の有効性は認められたが、期間・時間・賃金コストが従来の刑事手続よりかかることが指摘され、また検察官が調停制度に懐疑的であることを背景に成人刑事訴訟法での調停の導入は見送られ、検察官による和解協議召喚制度のみとなった。

4 現行刑事訴訟法

議会による集中的な審議により成人刑訴法の調停制度は削除され¹³¹、和解協議召喚制度のみとなった。これは規定したくない小さい州の経済的事情を考慮したものである¹³²。もっとも、当事者は私的調停人またはその他調停人を介入させることは自由とされる¹³³。

また、制定前も親告罪は刑事手続に代替するものとして既に調停が行なわれていた¹³⁴。刑法55 a 条（被害者が夫婦、登録パートナーまたは生活パートナーの場合の手続打切り）は職権犯罪にもかわらず、被害者の手続打切りの同意に基づいて刑訴法316条1項を類推適用してよい¹³⁵。そして、職権犯罪も合意が実現されれば刑罰減刑事由として考慮され¹³⁶、また損害回復

¹³⁰ Ebd., S. 47, 109.

¹³¹ Marcel Alexander Niggli/ Marianne Herr/ Hans Wiprächtiger (Hg.), Basler Kommentar Schweizerische Strafprozessordnung: Jugendstrafprozessordnung, Bd. 2, 2. Aufl., 2014, S. 2458. 国民議会で92対75の投票結果により若干削除の票が上回った。AB NR 2007, S. 998.

¹³² Ebd.

¹³³ Niklaus Schmid, Schweizerische Strafprozessordnung (StPO) Praxiskommentar, 2. Aufl., 2013, S. 612.

¹³⁴ Zanolini, aa.O. (Anm. 61), S. 399.

¹³⁵ Christof Riedo/ Gerhard Fiolka/ Marcel Alexander Niggli, Strafprozessrecht sowie Rechtshilfe in Strafsachen, 2011, S. 378.

の対象であれば打ち切りとなる。被害者に刑訴法118条以下の私訴原告が含まれるのかは未だ争いがある¹³⁷。

審査開始の後にどの手続段階で和解協議を実施するかは検察に任せられたままであり、ときおり初めに当事者の意見を聴くことがおそらく得策である¹³⁸。当事者は通常和解の提案の考慮期間を与えられる¹³⁹。場合によっては当事者に状況の具体的かつ客観的な考察のもとに費用と予想される刑事手続の期間を示すことが正当化されると思われる¹⁴⁰。告訴提出者が来ない場合は告訴が取り下げとなるため、召喚時にその結果を告知すべきである¹⁴¹。損害回復は一方当事者が欠席した場合は合意の意思を欠くとされる¹⁴²。刑訴法314条1項c号により係属中は被疑者・被告人が義務を履行するまで3か月（1回更新可）停止できる¹⁴³。刑訴法319条1項が明文で手続の部分的打ち切りを定めていることから分かるように、被疑者は全ての被害者ではなく被害者の一部とも損害回復または和解を履行できる¹⁴⁴。刑訴法362条4項を類推して失敗した和解期日でなされた容認を後に証拠として利用できない¹⁴⁵。和解が実現しない場合も後の時点で訴訟指揮（Verfahrensleitung）に基づき新たな和解協議が取り上げ得る¹⁴⁶。和解が成功した場合は親告罪は刑訴法319条1項d号により手続打ち切りとなり、損害回復は刑訴法8条1

¹³⁶ Peter Aebersold, "Restorative Justice" in der Schweiz, *Angewandte Kriminologie zwischen Freiheit und Sicherheit*, Heinz Schöch/ Jörg-Martin Jehle (Hg.), 2004, S. 440.

¹³⁷ Niggli/ Herr/ Wiprächtiger, a.a.O. (Anm. 131), S. 2462.

¹³⁸ Schmid, a.a.O. (Anm. 133), S. 612.

¹³⁹ Schmid, a.a.O. (Anm. 133), S. 613.

¹⁴⁰ Niggli/ Herr/ Wiprächtiger, a.a.O. (Anm. 131), S. 2461.

¹⁴¹ Schmid, a.a.O. (Anm. 133), S. 612.

¹⁴² Niklaus Schmid, *Handbuch des schweizerischen Strafprozessrechts*, 2. Aufl., 2013, S. 558.

¹⁴³ Art. 314 Abs. 1 Nr. c, Abs. 2 StPO.

¹⁴⁴ Andreas Eigenman, *Wo und wie macht der Vergleich wieder gut?*, *forumpoenale* 4/2012, S. 242.

¹⁴⁵ Schmid, a.a.O. (Anm. 133), S. 613.

¹⁴⁶ Art. 332 Abs. 2 StPO.

スイスの親告罪和解協議召喚制度，損害回復和解協議召喚制度及び刑事調停制度(1)

項により刑事訴追を放棄し刑法310条1項c号により審査不開始となる。

告訴提出者は検察官による和解において刑事告訴を取り下げた場合，通常は連邦または州が訴訟費用を負担する¹⁴⁷。これにより和解が促進される¹⁴⁸。

現行刑事訴訟法

316条（和解）¹⁴⁹

- 1項 親告罪を手続の対象としている場合で検察は告訴提出者と被疑者を和解を達成する目的で協議に召喚することができる¹⁵⁰。告訴提出者が来ない場合は刑事告訴は取下げとみなされる。
- 2項 刑法53条による損害回復を理由とする刑罰の免除が問題になる場合，検察は被害者と被疑者を損害回復を達成する目的で協議に召喚する。
- 3項 合意に達した場合，記録に記載し参加者による署名をする。その後，検察はその手続を打ち切る。
- 4項 1項2項による協議に被疑者が来ないまたは合意が得られない場合は検察は即時に審査の責任を引き受ける。検察は根拠のある事例では，告訴提出者に10日以内に費用と損害賠償のための担保提供を義務付けることができる。

5 実務の運用

(1) チューリッヒ州

ア 総論

和解協議召喚制度の具体的運用は実務に委ねられる。以下，チューリッヒ

¹⁴⁷ Art. 427 Abs. 3 StPO.

¹⁴⁸ *Andreas Donatsch/ Thomas Hansjakob/ Viktor Lieber* (Hg.), *Kommentar zur Schweizerischen Strafprozessordnung(StPO)*, 2. Aufl., 2014, S. 2440.

¹⁴⁹ Art. 316 StPO.

¹⁵⁰ 現行法においては最終的に和解協議召喚は親告罪の場合は裁量，損害回復の場合は義務規定となった。

州の実務を検察の通達（Weisungen）を通して紹介する。

まず、検察は和解協議実行の前に公判における証拠調べに重大な危険が生じないように証拠を確保する¹⁵¹。通常の場合、和解に前もって証拠保全を行い、被害者と被疑者を少なくとも1回は質問する。また、職権犯罪も親告罪と同時の手続であれば、和解は不可能ではないとされる¹⁵²。

検察は合意を得るために必要なときは、何度も両当事者を別々に聴取する¹⁵³。また、当事者代理人も一緒に話し合うことが許されている¹⁵⁴。和解期日が設けられることは望ましいが、場合によっては次回の証人尋問と同時に召喚する¹⁵⁵。召喚は内容証明郵便で送られる。和解の対象は費用と損害賠償についてもできる。

なお、成人刑事手続で私的に調停委託する場合は後述する少年の刑事調停に関する通達が適用される¹⁵⁶。

イ 親告罪

当事者が初めから和解を放棄した場合は除外する¹⁵⁷。和解により告訴が取下げられた場合はその費用は通常国庫が負担する¹⁵⁸。和解において検察を通してではなく、告訴提出者と被疑者の間で費用負担の合意がなされたときは許可を要する¹⁵⁹。費用決定に対する不必要な上訴を妨げるために前もって当事者で対話を試みるのが勧められる¹⁶⁰。

¹⁵¹ Weisungen der Oberstaatsanwaltschaft für das Vorverfahren(WOSTA), 2016, S. 228.

¹⁵² Ebd.

¹⁵³ Ebd.

¹⁵⁴ Ebd.

¹⁵⁵ Ebd.

¹⁵⁶ Verordnung über die Mediation im Jugendstrafverfahren, Art. 12.

¹⁵⁷ WOSTA, aa.O. (Anm. 151), S. 229.

¹⁵⁸ Ebd.

¹⁵⁹ Ebd.

¹⁶⁰ Ebd.

ウ 損害回復

損害回復の条件が既に満たされている場合は和解期日を設けなくてよい¹⁶¹。また、完全な自白は条件としない¹⁶²。

損害回復は被害者なき犯罪（例えば、交通犯罪または外国人滞在法違反）もできるが、しかし適当な場合は僅かとされる。犯した不法の和解には公益機関への金銭支払いなど損害回復の別の形式が考えられる（謝罪・公式陳謝・公表等）。にもかかわらず、被害者なき犯罪の損害回復の適用は極力控えるべきとされる¹⁶³。

和解合意の内容については調書またはそれとは分けた書類に記録するが、和解公判については記録を作成する必要はない¹⁶⁴。代理人弁護士がいる訴訟当事者で合意が達成したとき、取り決めた損害回復の履行は再度チェックしない¹⁶⁵。

被害者なき犯罪または弁護士代理人のいない訴訟当事者は検察を取り込むことが避けられず、検察官は決定に参加する必要がある¹⁶⁶。

損害回復を理由とした手続終了の費用結果についての規制は存在しない、にもかかわらず検察が和解を行ったときは基本的に国庫が費用を引き受けことができる¹⁶⁷。しかし、これは例外であり、被疑者の負担を目指すとする。民事訴訟等の検察官を通してではなく当事者間で別の方法で和解を実現した場合は損害回復の国庫負担の引き受けは不可能である。費用決定に対する不必要な異議を避けるために、当事者間で前もって対話を試みることを勧められる¹⁶⁸。

¹⁶¹ Ebd., S. 230.

¹⁶² Ebd.

¹⁶³ Ebd.

¹⁶⁴ Ebd.

¹⁶⁵ Ebd.

¹⁶⁶ Ebd.

¹⁶⁷ Ebd., S. 231.

¹⁶⁸ Ebd.

(2) フライブルク州の実務

ア 和解協議召喚

フライブルク州の実務は検察のガイドライン（Richtlinie）によって規律される。

告訴のみで訴追される犯罪は、一般検察（Generalstaatsanwalt）は和解手続実行のために、和解成功の見込みがないと思われる十分な根拠がある場合を除いて、記録を上級職（Oberamt）に送付する¹⁶⁹。上級職における和解審理が失敗した場合に（一般）検察が新たな和解の試みをするのを妨げない。上級職への委託は郵送により行われ、異議は認められず、当事者にも通知されない¹⁷⁰。その手続は刑訴法314条1項c号の意味における停止はなされず、刑事手続は引き続き進行する¹⁷¹。上級職は当事者を基本的に3か月以内に召喚する。

合意に到達した場合は、履行に一定時間を必要とする（分割払い、労務の実行）、上級職の者は記録を（一般）検察に送り返し、支払期間が3か月を超える場合はその手続を停止し、条件の遵守を監視する¹⁷²。合意に到達したときは刑訴法318条（終局決定の通知）の意味における当事者への通知はなされない¹⁷³。

合意に到達しなかったときは記録は（一般）検察に戻され¹⁷⁴、刑訴法309条2項の適用により補充捜査の実施のために警察に送られる¹⁷⁵。

費用は刑訴法422条以下で規制されない¹⁷⁶。手続費用が州に課せられるときは、上級職は自身の費用を負担する¹⁷⁷。

¹⁶⁹ Richtlinie 2.5 des Generalstaatsanwalts vom 9. Mai 2011 betreffend das Vergleichsverfahren, Art. 1 Abs. 1.

¹⁷⁰ Ebd., Art. 2 Abs. 1.

¹⁷¹ Ebd., Art. 2 Abs. 2.

¹⁷² Ebd., Art. 3 Abs. 1.

¹⁷³ Ebd., Art. 4 Abs. 1.

¹⁷⁴ Ebd., Art. 5 Abs. 1.

¹⁷⁵ Ebd., Art. 5 Abs. 2.

¹⁷⁶ Ebd., Art. 4 Abs. 3.

イ 調停

成人刑事手続においても親告罪を対象として調停を利用できる¹⁷⁸。職権犯罪についても、民事法的側面または刑法53条の損害回復に関してその事件に従事する裁判所の同意がある場合に限り、当事者は調停の実行を要求することができる¹⁷⁹。調停により刑事告訴が取下げられた場合は刑訴法427条3項（検察官和解により告訴を取り下げた場合の費用）の適用により調停は無料となる。その他の事例では調停の費用は刑訴法422条以下に規定される¹⁸⁰。

第3 統一少年刑事訴訟法の制定過程

1 草案 (Vorentwurf)

2001年6月に草案及び添付報告書（Begleitbericht zum Vorentwurf für ein Bundesgesetz über das Schweizerische Jugendstrafverfahren）が公表された。

(1) 和解協議

立法理由は、犯人と被害者を互いに向き合わせ、合意を得ようと努力することが教育上の価値が高く、特に少年刑法の意義と精神に適う点にあるとする¹⁸¹。付随的な目的は、絶え間ない不安（Besorgnis）が目的に合わないときは手続を起こさない点にある¹⁸²。

これらの機会は知られており、裁判所によって一般的に特に少年刑事司法において実践されているとする¹⁸³。また、ヴォー州とフライブルク州では

¹⁷⁷ Ebd., Art. 6 Abs. 1.

¹⁷⁸ Verordnung über die Mediation in Zivil-, Straf- und Jugendstrafsachen, Art. 41 Abs. 1.

¹⁷⁹ Ebd., Art. 41 Abs. 2.

¹⁸⁰ Ebd., Art. 42.

¹⁸¹ Bundesamt für Justiz, Begleitbericht zum Vorentwurf für ein Bundesgesetz über das Schweizerische Jugendstrafverfahren, 2001, S. 84.

¹⁸² Ebd.

¹⁸³ Ebd.

和解の試みは拘束力を持つと解されている¹⁸⁴。和解を裁量規定にすることにより、初めから和解手続を受け入れることが難しく見える場合、特に少年がたびたび起こす集団的な犯罪（器物損壊、芸術文化に対する破壊行為、壁の落書き等）を除外できるという利点を有する¹⁸⁵。

和解の対象として、損害回復は規定されていない。また、主体は少年裁判官のみである。

(2) 調停

調停の基礎的な要求は和解と一致する。すなわち、教育思想と刑事的介入を最小限に制限することにある¹⁸⁶。また、和解と調停の意義は被害者の利益と損害回復の考慮を増やす点にある。調停の措置は今日の「損害回復司法」（Wiedergutmachungsjustiz）の思潮に組み入れられたものである¹⁸⁷。

また、調停を裁量規定にすることにより、初めから拒否される場合（被害者が前もって留保をとりつけると決めているとき）、失敗することが想定される場合（多数の犯人がおり、犯罪に成人と少年が関与しており同時に手続に参加するのが現実的ではない場合）、もしくは意義が少ない場合（非常に難しい犯罪、例えば性的自由に対する不可侵に関する犯罪）を避けることができるという利点を有する。

調停の対象に限定はない。また、調停には検察官拘束力がある。

草案¹⁸⁸

27条（和解）

1 項 少年裁判官は告訴において訴追される犯罪について、告訴提出者

¹⁸⁴ Ebd.

¹⁸⁵ Ebd.

¹⁸⁶ Ebd., S. 85.

¹⁸⁷ Ebd.

¹⁸⁸ Bundesamt für Justiz, Vorentwurf zu einem Bundesgesetz über das Schweizerische Jugendstrafverfahren, 2001, Art. 27, 28.

と被疑者の間で和解を試みることができる¹⁸⁹。

2項 和解が成功したときは、その手続は打ち切られる。失敗したときは、その手続は続けられる。

28条（調停）

1項 少年裁判官は以下の場合には手続を停止することができ、この分野において定評があり専門的知識を有する組織または人に調停手続の実行を委託することができる¹⁹⁰。

- a 保護措置を講じていないまたは民事裁判所が既に適当な措置を命じた場合。
- b 少年刑法20条1項（刑罰の免除）の前提条件を満たさない場合。
- c 本質的な状況が解明されたまたは少年が自白した場合。
- d 全ての当事者とその法定代理人が同意した場合。

2項 調停を通して合意が被害者と少年の間で実現した場合は、少年裁判官はその手続を最終的に打ち切り¹⁹¹、調停が失敗したときはその手続は続けられる。

2 少年刑法旧8条

少年刑法法案7 bis条を受けて、当初は2003年に制定（2007年施行）された少年刑法の8条に暫定的に調停が規定された。主体は権限ある官庁に変更し、調停の条件としてd号（重罪の不存在）が追加された。また、具体的な調停の運用について各州が実行規定を規定するよう要求した。少年刑事訴訟

¹⁸⁹ 草案においては和解協議召喚の対象は親告罪のみであり、また裁量規定とされた。

¹⁹⁰ 調停の対象犯罪に制限はないものの、調停の要件に状況が解明されたこと並びに自白及び同意を要求し、厳格に規定する。

¹⁹¹ 少年刑訴においては草案段階から調停結果の検察官拘束力を肯定していた。

法の施行に伴い、後に少年刑法8条は削除された。

少年刑法

旧8条（調停の目的による打ち切り）¹⁹²

1項 権限ある官庁は暫定的に手続を打ち切り、定評のある適当な組織または人に調停手続の実行を委託することができる¹⁹³。

a 保護措置が必要でないときまたは民事裁判所が既に適当な措置を命じた場合。

b 21条1項による刑罰の免除の前提条件を満たさない場合。

c 本質的な行為の状況が明らかにされた場合。

d 25条により自由刑の実刑に罰せられることが予測される重罪が存在しない場合¹⁹⁴。

e 全ての当事者と法定代理人が同意した場合。

2項 調停の方法において合意が被害者と少年の間で実現した場合は、権限ある官庁はその手続を終局的に打切る。

3項 州は調停手続における必要な実行規定を公布する¹⁹⁵。

3 法案 (Entwurf)

2005年12月に法案が公表された。法案の解説については前述の成人刑訴法案と同様に通知 (Botschaft) に記載されている。

(1) 和解協議

¹⁹² Art. 8 JStG (ただし、現在は削除)。なお、少年刑法法案7 bis条は4項で「州は調停人の専門性、独立性、公共性 (öffentliche)、非公開性 (private) に配慮する。」と規定したが、少年刑法8条制定の際に削除された。

¹⁹³ 少年刑法旧8条においては調停の主体が権限ある官庁に変更された。

¹⁹⁴ 調停の要件として重罪の不存在が追加され、さらに厳格な規定となった。

¹⁹⁵ この規定に基づき、各州に調停の運用を定める実行規定が規定された。そして、後述する様に実行規定に基づき現在も一部の州で調停が運用されている。

スイスの親告罪和解協議召喚制度、損害回復和解協議召喚制度及び刑事調停制度¹⁾

立法目的は、犯人と被害者が互いに向かい合い平和的な合意を努力することが教育的な効果を有し、少年刑法の意義と精神に特に合致した方法である点に求める¹⁹⁶。付随的目的は刑事司法の軽減である¹⁹⁷。

これらの目的を考慮して法案は被害者と被疑者少年の間で和解期日をいつでもできる機会を定めた¹⁹⁸。裁量規定にした理由は和解が難しい場合は義務は適当ではないためである¹⁹⁹。草案発表後に和解の試みを義務にすべきとの見解もあったが、裁判官の負担過剰となり当事者に圧力をかけるリスクがあるとして批判された²⁰⁰。

法案では損害回復を追加したものの、「特に親告罪と成人刑法53条における損害回復」と規定し、対象犯罪は限定されなかった。また、主体が少年裁判官または少年裁判所に変更された。

(2) 調停

立法目的について、調停手続は基本的に和解と同じ要請である。すなわち、教育的思想と刑事的介入を最小限に制限する点にある²⁰¹。

調停人の選択は成人刑訴法案317条8項の様な連邦または州の制定した基準に合致する必要があるとの規定がなく、幅が大きい²⁰²。その選択は事案・被疑者少年の特徴を考慮して場合によっては基準に基づいてより早く伝えられてもよいとする²⁰³。

被疑者少年が犯罪事実を完全に否認している場合は合意の試みはほとんど意義を有さない²⁰⁴。しかし、調停の機会が初めから否定すべきではないと

¹⁹⁶ Botschaft, a.a.O. (Anm. 15), S. 1362.

¹⁹⁷ Ebd.

¹⁹⁸ Ebd.

¹⁹⁹ Ebd.

²⁰⁰ Zusammenfassung, a.a.O. (Anm. 24), S. 96.

²⁰¹ Botschaft, a.a.O. (Anm. 15), S. 1363.

²⁰² Ebd.

²⁰³ Ebd.

した²⁰⁵。そして、調停の条件として少年刑法8条1項c号、d号、e号の要件が削除され調停の機会を広げた。

草案28条2項の調停の検察官拘束力を受け入れることには問題があり、裁量規定にすべきと提案もあった²⁰⁶。費用と調停の最高期間は規定されなかった。

法案²⁰⁷

17条（和解）

- 1 項 少年裁判官及び少年裁判所²⁰⁸は被害者と少年被疑者との間で和解を達成することを試みることができる、特に親告罪と成人刑法53条における損害回復が問題になる場合。
- 2 項 和解が実現したまたは告訴提出者が和解協議を無断で欠席した場合は、その手続は打ち切られる。

18条（調停）

- 1 項 少年裁判官及び少年裁判所はいつでも手続を停止でき、調停の専門知識を有し定評のある組織または人に調停手続の実行を委託することができる。
- a 保護措置が必要ではない場合または民事裁判所が既に適当な措置を命じている場合。
- b 少年刑法21条1項（刑罰の免除）の前提条件を満たさない

²⁰⁴ Ebd.

²⁰⁵ Ebd.

²⁰⁶ Zusammenfassung, a.a.O. (Anm. 24), S. 97.

²⁰⁷ Die Bundesversammlung der Schweizerischen Eidgenossenschaft, Entwurf Schweizerische Jugendstrafprozessordnung, 2005, Art. 17.

²⁰⁸ 和解協議及び調停委託の主体が少年裁判官及び少年裁判所に変更された。また、和解協議は裁量規定であり、対象犯罪も特に親告罪、損害回復と規定するも限定はなされなかった。

場合。

2項 調停が成功した場合、その手続は打ち切られる。

4 修正法案 (Entwurf mit dem Änderungen vom 22. August 2007)

2007年8月に修正法案及び追加報告書 (Zusatzbericht Erläuterung der Änderungen des bundesrätlichen Entwurfs vom 21. Dezember 2005 zu einer schweizerischen Jugendstrafprozessordnung) が公表された。修正法案では、和解協議召喚は義務となった。対象も親告罪と損害回復に限定された。修正法案6条に合わせて主体に審査官庁 (Untersuchungsbehörde) も追加され、調停は控訴審でもよいと提案され「少年裁判所」の文言は「裁判所」に変更された²⁰⁹。

修正法案²¹⁰

17条 (和解と損害回復)

1項 審査官庁及び少年裁判所は以下の場合に試みる²¹¹。

²⁰⁹ Schweizerischen Bundesrates, Zusatzbericht Erläuterung der Änderungen des bundesrätlichen Entwurfs vom 21. Dezember 2005 zu einer schweizerischen Jugendstrafprozessordnung, 2007, S. 3139. 「審査官庁」とは一人または数人の少年裁判官または少年弁護人をいう。Art. 6 Abs. 2 JStPO. 州によっては少年弁護人が少年裁判官に代わり軽微事件を主宰するためこの様な規定となる。チューリッヒ州では戒告、社会奉仕 (persönliche Leistung), 1000スイスフラン以下の罰金及び3ヶ月以下の自由刑は少年弁護人の管轄とされる。

²¹⁰ Die Bundesversammlung der Schweizerischen Eidgenossenschaft, Entwurf Schweizerische Jugendstrafprozessordnung mit dem Änderungen, 2007, Art. 17, 18. 少年刑法における「損害回復」とは、①少年刑法22条による戒告 (Verweis) の刑罰だけが問題になる場合かつ、②刑事訴追のための公共の利益と被害者の利益が僅かな場合を対象に、③少年は彼が犯した不法を償うために、できる限り自身の履行を通して損害回復を行い、または特別な努力を試みたときに刑を免除する制度である。Art. 21 Abs. 1 Nr. c JStG.

²¹¹ 和解協議召喚の主体が審査官庁及び少年裁判所に変更され、和解協議召喚も義務に変更された。対象犯罪も親告罪と損害回復のみに変更された。

- a 手続の対象が親告罪である場合に、被害者と被疑者少年の間で和解が達成させること。または
- b 少年刑法21条1項c号の刑罰の免除が問題となり、損害回復が達成すること。

2項 削除

18条（調停）

1項 審査官庁及び裁判所²¹²はいつでも手続を停止でき、調停の専門領域において定評のある組織または人に調停手続の実行を委託することができる。

- a 保護措置が必要ではない場合または民事裁判所が既に適当な措置を命じている場合。
- b 少年刑法21条1項（刑罰の免除）の前提条件を満たさない場合。

2項 調停が成功した場合、その手続は打ち切られる。

5 現行少年刑事訴訟法

(1) 和解協議

現行法では和解協議召喚は再び裁量となった。成人刑訴法と異なり審査官庁または少年裁判所が和解を試みることができる。また、判断は確定力が生じる²¹³。成人刑訴法の場合は、親告罪の場合は和解が任意で、損害回復の場合は和解が義務的であるが、少年刑訴法の場合は親告罪・損害回復いずれも任意である。告訴提出者が無断の欠席をした場合は成人刑訴法と同様に告訴が取り下げられ、手続は打ち切りとなる。和解が成功した場合は訴追を

²¹² 調停の主体が審査官庁及び裁判所に変更され、控訴審でも調停が可能となった。

²¹³ Niggli/ Heer/ Wiprächtiger, aa.O. (Anm. 131), S. 3366.

²¹⁴ Art. 5. Abs. 1 Nr. b JStPO.

控える²¹⁴。

(2) 調停

調停は加害者・被害者双方に利益となる²¹⁵。被害者は直接関係者に会うことで早い金銭上の請求を得る和解の機会を得ることができ、柔軟で現実的な解決を得られる。加害者は自身の力で損害回復をすることができ、被害者にその態度を示すことができる。もう一度規範意識の回復を促進する教育効果を可能にする。議会の審議も何度も少年刑法における調停手続の教育・予防効果を示してきた。彼の行為によって生じた結果を徹底的に説明することによって、彼の態度の変化を導くことができる。そして、この方法によって将来の犯罪を防ぐことができ、ひいては社会に奉仕する。

共犯者が成人の場合に実行できるかとの問題はチューリッヒ州の刑事調停協会（VSMZ）が行ったアンケート調査によると、親告罪の場合のみ協議と検察官の同意の下、成人を調停手続に取り組むことができるという²¹⁶。アールガウ州、グラウビュンデン州、シャフハウゼン州、ツーク州では少年弁護人は検察官としても活動できる。そして、成人の刑事官庁との話し合い無しで自身の判断で成人の共犯者を調停手続に取り組むかを決定できる。チューリッヒ州では2012年から2013年にかけて少年刑事手続における成人の関与が20%増加したとされる。これによって、次回の立法改正において成人刑事手続にも調停を導入すべきとの論者が増えている²¹⁷。

また、被害者なき犯罪、特に抽象的危険犯も適用できるかについても議論を呼んでいる。官庁の代理人を立てるべきとの見解もあるが、それは調停において人格化した被害者を前提としている点で不合理であるとされる²¹⁸。

調停は全ての事件が対象となる。対象事件は条文上は限定はない²¹⁹。

²¹⁵ Niggli/ Heer/ Wiprächtiger, aa.O. (Anm. 131), S. 3369.

²¹⁶ Ebd., S. 3372. スイス少年刑訴法は10歳以上18歳未満を対象とする。Art. 1 Abs. 1 JStPO, Art. 3 Abs. 1 JStG, Art. 9 Abs. 2 StGB.

²¹⁷ Niggli/ Heer/ Wiprächtiger, aa.O. (Anm. 131), S. 3372.

²¹⁸ Christof Riedo, Jugendstrafrecht und Jugendstrafprozessrecht, 2013, S. 307.

もつとも、身体に対する犯罪、財産犯が適し、処罰する公共の利益が優先されない場合が適切な犯罪類型とされ、また軽微事件が適しているとされる²²⁰。

少年刑訴法17条1項の停止は成人刑訴法314条2項に従い、最大6か月に制限される²²¹。調停人の資格は養成専門教育または国の許可といったものは要求されず²²²、個々の事例に権限ある組織の評価によって適性を決定する。調停は参加者の同意がある場合のみ実行できるとされる²²³。

合意内容については公益に奉仕する合意もできる²²⁴。また実務では、少年弁護人は調停の結果が刑事手続の打ち切りを正当化できるかを検査する²²⁵。そして、合意が成立しなくても量刑減刑自由として考慮され得る²²⁶。調停が成功すると審査官庁、少年検察及び裁判所は刑事訴追を見合わせる²²⁷。また、損害回復が成立した場合は、保護措置が必要でないまたは民事裁判所が既に適当な措置を命じたことのいずれかの要件を満たすときは刑事訴追を見合わせる²²⁸。

費用についての規定はなく、各州の実行規定また運用による。また、少年刑事訴訟法に特別の規定がない場合は成人刑事訴訟法が適用される²²⁹。

VSMZが行った調査によると、2012年までにほとんどの州で調停手続が実行され、特にアールガウ州、フライブルク州、ジュネーヴ州、チューリッヒ州で頻繁に行われるとされる。調停を行う組織は、チューリッヒ州、アー

²¹⁹ Niggli/Heer/Wiprächtiger, a.a.O. (Anm. 131), S. 3370.

²²⁰ AB NR 2008, S. 1228.

²²¹ Daniel Jositsch (Hg.), Schweizerische Jugendstrafprozessordnung (JStPO) Kommentar, 2010, S. 61.

²²² Riedo, a.a.O. (Anm. 218), S. 308.

²²³ Jositsch, a.a.O. (Anm. 221), S. 57.

²²⁴ Ebd., S. 61.

²²⁵ Ebd.

²²⁶ Ebd.

²²⁷ Art. 5 Abs. 1 Nr. b JStPO.

²²⁸ Art. 5 Abs. 1 Nr. a JStPO.

²²⁹ Art. 3 Abs. 1 JStPO.

スイスの親告罪和解協議召喚制度、損害回復和解協議召喚制度及び刑事調停制度¹⁾

ルガウ州、フライブルク州、シュヴィーツ州が刑事司法機関に付設する独自の調停協会を有するにとどまり、その他の多くの州ではフリーの調停人に委託するとされる²³⁰。

現行少年刑事訴訟法

16条（和解と損害回復）²³¹

審査官庁及び少年裁判所は試みることができる²³²。

- a 手続の対象が親告罪である場合に、被害者と被疑者少年の間で和解が達成させること。または、
- b 少年刑法21条1項c号の刑罰の免除が問題となり、損害回復が達成すること。

17条（調停）²³³

1項 審査官庁及び裁判所はいつでも手続を停止でき、調停の専門領域において適当な組織または人に調停手続の実行を委託することができる。

- a 保護措置が必要ではない場合または民事裁判所が既に適当な措置を命じている場合。
- b 少年刑法21条1項（刑罰の免除）の前提条件を満たさない場合。

2項 調停が成功した場合、その手続は打ち切られる。

²³⁰ Niggli/Herr/Wiprächtiger, aa.O. (Anm. 131), S. 3371. 別の文献によると、アールガウ州、バーゼル＝シュタット準州、バーゼル＝ラント準州、ティチーノ州が協会を有し、そのうちアールガウ州は刑事専門の協会を有するとされる。Zanolini, aa.O. (Anm. 61), S. 402.

²³¹ Art. 16 JStPO. 成人刑訴訟法では和解協議召喚制度は親告罪と損害回復から成るが、少年刑訴訟法では条文の表題にあるように和解協議召喚の対象は親告罪のみである。

²³² 現行法において和解協議召喚は再び裁量規定に戻った。

²³³ Art. 17 JStPO.

6 各州の調停実務

少年刑法旧8条3項は各州に調停手続の実行規定（Ausführungsbestimmung）の制定を要請したものの、実際は多くの州が制定を放棄した²³⁴。調停の具体的運用はこの実行規定により行われるため、この規定が調停の有効性・効率性に影響を与える。そして、各州により規定の詳細さ・内容が異なるため以下各州の実行規定の概要を紹介する。

(1) アールガウ州

権限ある官庁は参加者の事前の聴取の後に、調停において委託される組織または人を決定する²³⁵。そして、権限ある官庁は調停実行の委託を書面で通知し²³⁶、調停結果の提出期間を記載する。この期間は通常6か月であり、委託された組織または人の根拠ある申し立てにより最大2年間に延長することができる。調停において委託された組織または人が定期的に彼らの仕事を書面で報告する²³⁷。調停人は委託をした官庁に調停の結果の記録し、場合によって合意のコピーとともに伝達する。①少年が無断で対話に参加しなかった場合、②別の方法の協力の督促を受けたにもかかわらず拒否した場合、③少年が調停の期間内に更なる犯罪行為を犯した場合はその調停は中止となり、刑事手続は続行される²³⁸。調停において委託を受けた組織または人は委託した官庁に遅滞なく協力の拒否の情報を提供する。調停が成功した場合はすぐに完全な合意の履行が実現される²³⁹。参加者は後の刑事手続または民事手続においてたとえ合意を目指していたとしても、調停人の前でな

²³⁴ *Veio Zanolini*, Strafmediation im Kanton Zürich: Die Ergebnisse des Pilotprojekts im Kontext der Einführung des Instituts ins Jugend- und Erwachsenenstrafrecht, Neue Kriminalpolitik Vol. 19 No. 3 2007, S. 87. なぜなら、調停有効性の公式の前提条件（17条1項）も非公式の合意試みの結果（同条2項）も明確に規定されているためである。

²³⁵ Einführungsgesetz zur Schweizerischen Jugendstrafprozessordnung (EG JStPO) Art. 17 Abs. 1.

²³⁶ Ebd., Art. 17 Abs. 2.

²³⁷ Ebd., Art. 17 Abs. 3.

²³⁸ Ebd., Art. 17 Abs. 4.

²³⁹ Ebd., Art. 17 Abs. 5.

された発言は証拠として使用されない²⁴⁰。

なお、アールガウ州は2006年から2009年までに126名が関与した34件の少年手続が行われた²⁴¹。対象事件の多くは身体または生命に対する罪33件であり，財産犯は1件，名誉・プライバシー侵害は5件と少なかった。性的不可侵に対する犯罪は7件行われた。調停実務の評価では，調停手続は性的不可侵に対する犯罪の被害者にも有効であり，たいていの場合は思いやりがあり適応した処理方法であった。アールガウ州では2006年にメディスト（MediSt）という少年手続における調停手続をプロとして処理するための専門的な知識を有する組織が発足した²⁴²。調停し得る事件は組織に送られ，内部で個々の調停人の委託の選別が行われる。合意の執行の監督をするが，少年弁護人を引受ける権限は有しない。被害者に対する労務提供，公益団体に対する寄付，公益的な労務提供もあった²⁴³。34件中成功した事件は29件であり，成功率は約86%であった。この高い成功率の理由は，一方で事件の中から見込みのある事件を選別していること，他方でメディストのプロフェッショナルな処理が要因とされる。

(2) バーゼル＝ラント準州

少年弁護組織によって少年刑訴法17条の調停手続の代理人が，被疑者少年とその法定代理人と被害者と共に調停手続が実行可能か明らかにする²⁴⁴。調停手続において少年被疑者または被害者の代理人の参加が有益と思われるときは許可することができる²⁴⁵。調停手続において合意が実現したときは

²⁴⁰ Ebd., Art. 17 Abs. 6.

²⁴¹ *Marianne Herr* (Hg.), Schweizerische Strafprozessordnung und Schweizerische Jugendstrafprozessordnung, 2010, 12. Aufl., S. 284.

²⁴² Ebd., S. 285.

²⁴³ Ebd., S. 286.

²⁴⁴ Einführungsgesetz zur Schweizerischen Jugendstrafprozessordnung (EG JStPO) Art. 20 Abs. 1.

²⁴⁵ Ebd., Art. 20 Abs. 2.

達成した合意は書面で記録し、被疑者少年、その法定代理人と被害者は署名する²⁴⁶。被疑者少年、その法定代理人、被害者と少年検察官は各1部ずつ署名された合意書を受け取る²⁴⁷。

(3) フライブルク州

フライブルク州は最も詳細に調停の運用を通達（Verordnung）に規定する。まず、民事刑事共通の委員会が調停を管理し、調停人に懲戒権を行使し、指示を出すなどの総監督を行う²⁴⁸。フライブルク州は調停人の条件について厳格に定める。具体的には、①30歳以上、②大学卒業または同等の養成専門教育を受けていること、③優れた職業経験を有すること、④スイスの調停の分野において定評のある団体（特に、スイスの経済調停の団体、スイスの調停上部団体、スイスの弁護士会、スイスの調停の協会）により専門的養成教育を受け、調停の分野における能力を証明できること、⑤当該専門分野について十分な経験と知識を有することを活動領域または特別な資格を記載した記録簿により証明できること、⑥誠実と名誉に対する意図的な違反行為について前科簿に記載されていないことを要求する²⁴⁹。家族調停の場合に加えて、スイスの調停協会による家族調停人の肩書が必要であり、児童心理学、児童教育またはソーシャルワークについてのより深い知識が必要となる²⁵⁰。

職務引受けの前に調停人は委員長の前で次の宣誓または確約を行う²⁵¹。「私は自身の名誉及び良心の下、誓います（約束します）。①私の任務は法の遵守、名誉、権限と人間性の下に行使すること、②私の任務は独立性を維

²⁴⁶ Ebd., Art. 20 Abs. 3. 被疑者少年の代理人の参加及び署名の要求によって少年の防御を図るものといえる。

²⁴⁷ Ebd., Art. 20 Abs. 3.

²⁴⁸ Verordnung über die Mediation in Zivil-, Straf- und Jugendstrafsachen, Art. 3, 4.

²⁴⁹ Ebd., Art. 7.

²⁵⁰ Ebd., Art. 8.

²⁵¹ Ebd., Art. 9.

持すること、③合意を得るために、自由な交渉による取り決めではない如何なる圧力も当事者に行使しないこと、④紛争参加において自由意志と慎重な合意を締結することを配慮すること、⑤手続において介入することより他に方法がないときは、すぐに私の任務を果たすこと、⑥調停の秘密的性質を守ること、⑦職業規則を守ること」。

この通達また職業規則の規定に違反した場合に委員会は調停人に懲戒処分を命ずることができる。違反の重さに応じて①拘禁、②戒告、③10000スイスフラン以下の罰金、④最長2年の資格停止、⑤職務執行認可の剥奪が科される²⁵²。拘禁と戒告とともに登録簿からの抹消を警告できる²⁵³。この通達の適用された決定について行政司法法(Gesetz über die Verwaltungsrechtspflege)により、異議を唱えることができる²⁵⁴。

また、守秘義務は調停人退職後にも及ぶ²⁵⁵。もともと、学術的または統計的目的の通知は守秘義務に反しない²⁵⁶。調停によって作成された記録は転送または差し押さえされない²⁵⁷。その他の点はスイス調停上部団体(Schweizerischen Dachverband Mediation)の職業規則を適用できる²⁵⁸。

少年刑訴法における調停は司法省(Amt für Justiz)所管の調停事務所(Büro für Mediation)によって導かれる²⁵⁹。権限ある官庁も同じく宣誓した調停人に相談することができる²⁶⁰。

裁判官は以下の条件を満たしたときは委託を命令することができる、①被害者の身元を確認したとき、②主要な刑法上の構成要件を確定したとき、③犯人が主要な構成要件を自白したとき²⁶¹、④犯人が刑法上1年以上の自由

²⁵² Ebd., Art.11 Abs. 2

²⁵³ Ebd., Art.11 Abs. 3.

²⁵⁴ Ebd., Art.15.

²⁵⁵ Ebd., Art. 19 Abs. 1.

²⁵⁶ Ebd., Art. 19 Abs. 2.

²⁵⁷ Ebd., Art. 19 Abs. 3.

²⁵⁸ Ebd., Art. 22.

²⁵⁹ Ebd., Art. 30 Abs. 1.

²⁶⁰ Ebd., Art. 30 Abs. 2.

刑と定められた犯罪を犯したと思われるときは、検察の事前の同意によって調停を命じてよい²⁶²。同意は送達命令により調停人の手元に保存される。一定の事例では裁判官は調停人に見解を求めることができる²⁶³。裁判官は調停の前提条件を満たしたとみなしたらすぐ当事者に書面で通知する²⁶⁴。

調停人は当事者にこの手続に関する彼らの権利、自由意志と手続の影響及び彼らの決定が刑事手続の結果に影響を与えることについての情報を提供する²⁶⁵。調停手続は刑事記録の調停人への送付とともに正式に始まる²⁶⁶。裁判官は事件の特殊性、特に違反行為の性質、当事者の個人的状況を考慮して調停人に調停実行に適当な期間を定める²⁶⁷。

集会是非公開で行い、通常は調停事務所の部屋または調停人が定めた場所で行われる²⁶⁸。調停手続は裁判官によって手続のいかなる状況でも始めることができる²⁶⁹。調停手続の始めに刑事訴訟は暫定的に停止される²⁷⁰。状況を判断し、講じる手続措置を明らかにするために基本的に調停人は最初の段階は修復を考慮して当事者をまず別々に召喚する。同じ目的のためにグループ協議も行うことができる²⁷¹。通常は全ての手続に当事者が参加しなければならない²⁷²。調停は通常当事者の法定代理人の出席の下に行われる²⁷³。当事者は法律補助人 (Rechtsbeiständen) または青年局 (Jugendamts) の代理人、信頼できる人物を同行することができる²⁷⁴。調

²⁶¹ Ebd., Art. 33 Abs. 1.

²⁶² Ebd., Art. 33 Abs. 2.

²⁶³ Ebd., Art. 33 Abs. 3.

²⁶⁴ Ebd., Art. 34 Abs. 1.

²⁶⁵ Ebd., Art. 34 Abs. 2.

²⁶⁶ Ebd., Art. 35 Abs. 1.

²⁶⁷ Ebd., Art. 35 Abs. 2.

²⁶⁸ Ebd., Art. 31.

²⁶⁹ Ebd., Art. 32 Abs. 1.

²⁷⁰ Ebd., Art. 32 Abs. 2.

²⁷¹ Ebd., Art. 23.

²⁷² Ebd., Art. 24 Abs. 1.

²⁷³ Ebd., Art. 36 Abs. 2.

停はいつでも当事者または調停人によって中止される²⁷⁵。調停手続の中止は参加者に遅滞なく書面で伝えられる²⁷⁶。遅滞なく調停の結果を通知、または合意または失敗の確定を送達したときは調停人の任務は終了したものとみなされる²⁷⁷。

調停が合意に到達したときは各当事者、場合によっては法定代理人によって署名される²⁷⁸。全ての手続において裁判官は刑事訴追について決定権限を有する²⁷⁹。裁判官はいつでも調停の進展状況について問い合わせることができる。適用できる訴訟を明文で別の規定で定めていない限り、調停の結果にかかわらず、刑事裁判所、民事裁判所、行裁裁判所において調停対話の経過でなされた発言または作成された文書は証拠として使用されない²⁸⁰。

調停手続は無料である²⁸¹。

(4) グラールス州

審査官庁または裁判所は参加者の事前聴取の後に調停実行の委託を書面で与える²⁸²。実行期間は通常6か月であり、委託された者のより延長すべきとの根拠のある提案がある場合は延長できる。①少年が無断で調停に参加しない場合、②別の方法での協力の督促を受けたにもかかわらず拒否した場合、③調停の期間内に更なる犯罪を犯した場合は調停手続は中止され、刑事手続は続行される²⁸³。

²⁷⁴ Ebd., Art. 36 Abs. 3.

²⁷⁵ Ebd., Art. 24 Abs. 2.

²⁷⁶ Ebd., Art. 24 Abs. 3.

²⁷⁷ Ebd., Art. 27.

²⁷⁸ Ebd., Art. 25 Abs. 1.

²⁷⁹ Ebd., Art. 35 Abs. 3.

²⁸⁰ Ebd., Art. 28.

²⁸¹ Ebd., Art. 38.

²⁸² Einführungsgesetz zur Schweizerischen Strafprozessordnung und zur Schweizerischen Jugendstrafprozessordnung (EG StPO) Art. 34 Abs. 2.

²⁸³ Ebd., Art. 34 Abs. 3.

委託された者は審査官庁又は裁判所に成功した調停の結果を書面で通知する²⁸⁴。調停が成功した場合、すぐに合意の完全な履行が実現される²⁸⁵。

(5) ルツェルン州

調停人は少年刑事手続には参加してはならない²⁸⁶。また、調停手続は非公開である²⁸⁷。調停の前提条件を満たしたときは少年弁護人または裁判所は当事者が調停に同意しているのかを明らかにする²⁸⁸。少年弁護人または裁判所は調停人に書面で委託を与え、具体的事件を考慮の下、調停手続の実行に適当な期間を定める²⁸⁹。少年弁護人または裁判所はいつでも調停手続の状況について情報を受ける²⁹⁰。調停手続の命令は少年刑事手続を停止する²⁹¹。当事者は調停をいつでも中止する権限を有する²⁹²。調停人は重大な理由があるとき、特に参加者が合意に達成することができないと見えるときは調停手続を中止できる²⁹³。

調停が合意に達した場合は合意の結果を記録し、各当事者が署名する²⁹⁴。調停人は合意を少年弁護人または裁判所に送達する。調停人は合意の履行を検査し、少年弁護人または裁判所にそれについて報告する²⁹⁵。合意が実行された場合に少年弁護人または裁判所は終局的に手続を打ち切る²⁹⁶。完結した調停手続は再開することはできない²⁹⁷。

²⁸⁴ Ebd., Art. 34 Abs. 4.

²⁸⁵ Ebd., Art. 34 Abs. 5.

²⁸⁶ Verordnung über die Mediation im Jugendstrafverfahren, Art. 2.

²⁸⁷ Ebd., Art. 3.

²⁸⁸ Ebd., Art. 4.

²⁸⁹ Ebd., Art. 5 Abs. 2.

²⁹⁰ Ebd., Art. 5 Abs. 3.

²⁹¹ Ebd., Art. 5 Abs. 4.

²⁹² Ebd., Art. 7 Abs. 1.

²⁹³ Ebd., Art. 7 Abs. 2.

²⁹⁴ Ebd., Art. 6 Abs. 1.

²⁹⁵ Ebd., Art. 6 Abs. 2.

²⁹⁶ Ebd., Art. 8 Abs. 1.

スイスの親告罪和解協議召喚制度，損害回復和解協議召喚制度及び刑事調停制度¹⁾

調停手続の領域において作成された記録及び発言は刑事手続，民事手続，行政手続においても使用することはできない²⁹⁸。

調停手続の費用は少年刑訴法44条の手続費用の趣旨による²⁹⁹。

(6) シュヴィーツ州

調停は州刑法違反を理由とする少年刑事手続にも実行できる³⁰⁰。調停の対象を制限でき，手続に期限をつけることもできる³⁰¹。権限ある官庁はいつでも調停手続の状況について情報を受ける³⁰²。

調停は調停養成専門教育を修了し，個人的・事件の特性に応じた適当な者によって実行される³⁰³。調停人は少年刑事手続に参加することはできない³⁰⁴。

権限ある官庁は調停と調停人への刑事記録の送付の同意を被疑者少年と被害者及び彼らの法定代理人から得る³⁰⁵。通常調停人は被疑者少年と被害者を別々に事前対話に呼ぶ³⁰⁶。調停人は当事者の法定代理人，法律補助人または当事者の信頼できる人物を調停手続に参加させることができる³⁰⁷。根拠ある事例では調停人は権限ある官庁の同意の下に専門家を呼ぶことができる³⁰⁸。

調停人は守秘義務を負う³⁰⁹。調停手続は非公開である³¹⁰。調停手続の内

²⁹⁷ Ebd., Art. 8 Abs. 2.

²⁹⁸ Ebd., Art. 9.

²⁹⁹ Ebd., Art. 10.

³⁰⁰ Verordnung über die Mediation im Jugendstrafverfahren, Art. 1 Abs. 2.

³⁰¹ Ebd., Art. 2 Abs. 2.

³⁰² Ebd., Art. 2 Abs. 3.

³⁰³ Ebd., Art. 3 Abs. 1.

³⁰⁴ Ebd., Art. 3 Abs. 2.

³⁰⁵ Ebd., Art. 4 Abs. 2.

³⁰⁶ Ebd., Art. 5 Abs. 1.

³⁰⁷ Ebd., Art. 5 Abs. 2.

³⁰⁸ Ebd., Art. 5 Abs. 3.

³⁰⁹ Ebd., Art. 6 Abs. 1.

容は刑事訴訟における強制義務を除き、少年刑事手続またはその他の司法手続において使用できない³¹¹。

調停手続は以下の場合に中止することができる、①当事者はいつでも、②調停人は重大な理由、特に当事者が協力を拒否または合意の見込みがないと思われるとき、③権限ある官庁は刑事訴訟の利益の要求が優勢なとき³¹²。調停人は当事者と権限ある官庁に調停手続の失敗を即時に書面で通知する³¹³。

同じ少年刑事手続において再調停は不可能である³¹⁴。合意は当事者、彼らの法定代理人と調停人によって署名される³¹⁵。調停人は権限ある官庁に調停手続の終了を通知し、以下の資料を送付する、①署名した合意、②刑事記録、③消費時間及び経費のリスト、④場合によっては専門家を呼んだ経費³¹⁶。権限ある官庁は少年刑事手続を打ち切る前に合意の履行を点検できる³¹⁷。

調停手続の費用は調停人の手当 (Entschädigung) 及び場合によっては呼んだ専門家の手当によって構成される³¹⁸。調停が成功した場合は調停手続は無料である³¹⁹。調停手続が失敗により有罪判決が下された場合は権限ある官庁は被疑者少年を法定代理人と共同責任の下、調停手続費用の半分まで課することができる³²⁰。調停人は手当を権限ある組織より時給120~180スイスフランと付加価値税を受け取る³²¹。手当には調停集会と当事者別々対

³¹⁰ Ebd., Art. 6 Abs. 2.

³¹¹ Ebd., Art. 6 Abs. 3.

³¹² Ebd., Art. 7 Abs. 1.

³¹³ Ebd., Art. 7 Abs. 2.

³¹⁴ Ebd., Art. 7 Abs. 3.

³¹⁵ Ebd., Art. 8 Abs. 2.

³¹⁶ Ebd., Art. 8 Abs. 3.

³¹⁷ Ebd., Art. 9 Abs. 3.

³¹⁸ Ebd., Art. 10 Abs. 1.

³¹⁹ Ebd., Art. 10 Abs. 2.

³²⁰ Ebd., Art. 10 Abs. 3.

³²¹ Ebd., Art. 11 Abs. 1.

話，その中に記録検討，準備及び事後検討，場合によっては記録及び書類等の作成も含まれる³²²。証明された経費，諸経費及び場合によっては調停人が専門家を呼んだ経費はシュヴィーツ州の「行政と司法に関する料金規定」(Gebührenordnung für die Verwaltung und Rechtspflege)により手当を受ける³²³。

(7) ザンクト・ガレン州

委託は書面で行われ，当事者，調停を行う目的，状況，時間的範囲と当事者の同意の表明の記載を含む³²⁴。調停人は良心的に委託を実行するよう勧告され，守秘義務を負う³²⁵。調停人は調停手続経過の公平性に配慮する³²⁶。

一方当事者が合意を取り下げるまたは手続に無断で参加しない場合は調停は失敗したとみなされる³²⁷。調停人は少年弁護組織に書面で調停手続の結果を報告し，場合によっては合意を当事者に提出する³²⁸。

少年弁護組織は当事者の間で合意が実現した場合に手続を打ち切り，当事者の利益の間で明白な不均衡がある場合は打ち切られない³²⁹。手続打切りは合意が履行されるまで留保することができる³³⁰。

(8) ヴァレー州

調停人は調停の分野において特別の養成専門教育と能力を有することを証

³²² Ebd., Art. 11 Abs. 2.

³²³ Ebd., Art. 11 Abs. 3.

³²⁴ Einführungsgesetz zur Schweizerischen Straf- und Jugendstrafprozessordnung, Art. 68 Abs. 2.

³²⁵ Ebd., Art. 68 Abs. 3.

³²⁶ Ebd., Art. 69 Abs. 1.

³²⁷ Ebd., Art. 69 Abs. 2.

³²⁸ Ebd., Art. 69 Abs. 3.

³²⁹ Ebd., Art. 70 Abs. 1.

³³⁰ Ebd., Art. 70 Abs. 2.

³³¹ Einführungsgesetz zur Schweizerischen Jugendstrafprozessordnung (EGJStPO) Art. 11 Abs. 2.

明でき定評のある資格を有する者である³³¹。少年裁判所は調停を許可された調停人リストを提供する。少年裁判官または裁判所は調停手続の開始の際に当事者に彼らの権利，自由意志と行為の影響範囲，決定の効果が主要手続に影響を与え得ることを教示する³³²。調停手続は調停人に記録を送付され，任務を処理する適当な期間を通知される³³³。その際に裁判官は刑事訴追の公訴時効を考慮する。刑事手続が調停の間に中断されるかは裁判官の裁量に委ねられる。旧法では少年の法定代理人または法律補助人は当事者間の調停手続に参加できず³³⁴，同様に犯人の家族及び弁護士も参加は想定していないとされていたが³³⁵，新法では同規定が削除され少年の刑事手続の被疑者としての権利は保障される³³⁶。被害者も正規の刑事手続で認められた特権を保持する。

調停人は職業上の守秘義務を負い，その手続は非公開である³³⁷。調停人の前でなされた発言は刑事訴追官庁の前で有効に使用されない。

合意は特に民事請求及び法律上の手段の放棄の規定を内容とする³³⁸。合意は当事者及び被疑者少年の少なくとも一人の法定代理人が署名し³³⁹，各当事者はコピーを交付される。合意が実現した場合は合意が遵守される，またはおそらく合意が遵守される場合は打切り決定をする³⁴⁰。合意が実現しない場合または一方または両者が合意を守らない場合は調停人は手続の失敗を決定する³⁴¹。また，開始された調停手続に関して不服申し立てできな

³³² Ebd., Art. 12 Abs. 1.

³³³ Ebd., Art. 12 Abs. 2.

³³⁴ Einführungsgesetz zum Bundesgesetz über das Jugendstrafrecht (EGJStG) Art. 8 Abs. 4.

³³⁵ Der Staatsrat des Kantons Wallis, Botschaft zum Entwurf betreffend das Ausführungsgesetz zum Bundesgesetz über das Jugendstrafrecht, 2004, S. 10.

³³⁶ Einführungsgesetz, a.a.O. (Anm. 331), Art. 12 Abs. 3.

³³⁷ Ebd., Art. 12 Abs. 4.

³³⁸ Ebd., Art. 12 Abs. 5.

³³⁹ Ebd., Art. 12 Abs. 5.

³⁴⁰ Ebd., Art. 12 Abs. 6.

³⁴¹ Ebd., Art. 12 Abs. 6.

スイスの親告罪和解協議召喚制度、損害回復和解協議召喚制度及び刑事調停制度¹⁾

い³⁴²。

調停手続の費用は訴訟費用に含まれる³⁴³。

なお、ヴァレー州は調停協会（Mediationdienst）を作らなかった³⁴⁴。その理由は、全ての事例に対応しうるとはいえず、かえって非生産的になる。中立性を考慮して刑事官庁の管理に依存するのは適切ではなく、また既に異なった調停の機会を与えているためとする。

(9) チューリッヒ州

「民事手続及び刑事手続における裁判所及び裁判所組織に関する法律」（GOG）156条は原則として司法権管理職（Stelle der für das Justizwesen zuständigen Direktion）が少年刑訴法17条の調停手続を実行すると規定する³⁴⁵。具体的には上級少年弁護組織（Oberjugendanwaltschaft）が実施する³⁴⁶。例外的に少年弁護組織または少年裁判所は別の適当な組織または人に調停の実行を委託することができる³⁴⁷。州は調停手続の費用を負担する³⁴⁸。州政府はその手続を定める³⁴⁹。

調停人の要件は、①専門家の世界で定評のある調停養成専門教育を終えたこと、②刑法、刑事訴訟法及び特に少年刑法、少年刑事訴訟法の知識を有していること、③良い評判を有していることの3点である³⁵⁰。調停人は守秘義務を負う³⁵¹。調停人は命令した官庁及び当事者の同意がない限り調停手

³⁴² Ebd., Art. 12 Abs. 7.

³⁴³ Ebd., Art. 11 Abs. 3.

³⁴⁴ Botschaft, a.a.O. (Anm. 335), S. 9.

³⁴⁵ Gesetz über die Gerichts- und Behördenorganisation im Zivil- und Strafprozess (GOG), Art. 156 Abs. 1.

³⁴⁶ Verordnung über die Mediation im Jugendstrafverfahren, Art. 1.

³⁴⁷ Art. 156 Abs. 1 GOG. チューリッヒ州においては州法上も調停に懐疑的であることがうかがえる。

³⁴⁸ Ebd., Art. 156 Abs. 2.

³⁴⁹ Ebd., Art. 156 Abs. 3.

³⁵⁰ Verordnung über die Mediation im Jugendstrafverfahren, Art. 2.

³⁵¹ Ebd., Art. 3.

続から得た情報または記録を転送できない。調停人は命じられた官庁から独立・中立である³⁵²。合意を得るために当事者に圧力を行使しない。書面で委託を行い、期間は通常3か月であり、調停人の根拠ある申請により最長6か月まで延長される³⁵³。官庁は調停人に刑事手続の記録を送付し良心的な委託の履行を勧告し、守秘義務を教示する³⁵⁴。権限ある官庁はいつでも調停手続の状況について情報を受ける³⁵⁵。

調停人は当事者と紛争の性質が調停に適しているかを調べる³⁵⁶。調停人はこれについて当事者を事前対話に召喚できる。紛争解決の見通しがある場合、調停人は当事者に目的、大枠の条件と調停手続の経過について情報を提供する³⁵⁷。調停人は当事者に彼らの権利と義務を教示する。必要な場合は通訳が呼ばれる³⁵⁸。集会は非公開である³⁵⁹。調停人は法定代理人または信頼できる人物の同行を許すことができる。また、被疑者少年の信頼できる人物の許可は少年刑訴法13条（審理の利益と優越する私的利益が矛盾しない場合は可）による。

当事者は調停手続でなされた発言を後の刑事手続の進行において使用されない³⁶⁰。合意は書面によってなされ当事者が署名する³⁶¹。合意は訴訟費用、損害賠償、名誉の回復（Genugtuungsfolgen）を含む。調停人は特に次の場合は失敗したものとみなす、①一方当事者が調停実行の同意を書面で取り下げたとき、②一方当事者が無断で手続に参加しないとき、③被告少年の行動に基づいて調停がもはや意味をなさないと思われるとき、④合意の見通しが

³⁵² Ebd., Art. 4.

³⁵³ Ebd., Art. 5 Abs. 1.

³⁵⁴ Ebd., Art. 5 Abs. 2.

³⁵⁵ Ebd., Art. 5 Abs. 3.

³⁵⁶ Ebd., Art. 6 Abs. 1.

³⁵⁷ Ebd., Art. 6 Abs. 3.

³⁵⁸ Ebd., Art. 7 Abs. 1.

³⁵⁹ Ebd., Art. 7 Abs. 2.

³⁶⁰ Ebd., Art. 7 Abs. 3.

³⁶¹ Ebd., Art. 8.

もはやないとき、⑤設定された期間内に結果が出なかったとき³⁶²。

調停結果の通知には調停手続の消費時間、経費の記載も含む³⁶³。調停人は当事者が合意を守っているかを問い合わせることができる³⁶⁴。成人刑事手続の調停委託に2011年以降この法律が適用される³⁶⁵。

第4 小括

本稿では成人刑事訴訟法、少年刑事訴訟法の制定の経緯と実務運用について紹介した。本稿の概要をまとめると以下の様になる。

和解協議召喚制度と刑事調停制度は制定以前から州法に規定または実務的に運用されていた制度であり、統一成人刑事訴訟法・統一少年刑事訴訟法制定の際に条文内容について議論がなされた。成人刑事訴訟法の制定経緯においては訴訟経済の側面が重視され、主に和解協議召喚を検察官の裁量にするか義務にするか、調停結果の検察官拘束力の有無が争われた。制定前にチューリッヒ州で実施されたパイロットプロジェクトの実施においては、ガイドラインで親告罪が調停が有効な類型として挙げられ、実際に対象となった犯罪の93.6%が親告罪であり、88.3%の検察官が親告罪を委託したと回答する反面、親告罪において自白がある場合でも常に調停が提案されるべきではないと謙抑的な面もみられた。そして、高い成功率、当事者の高い満足度、被疑者への教育効果等の有効性が認められたが、期間・費用の負担が従来の刑事手続より大きくなること、検察官が刑事調停制度に対して懐疑的であること、検察官が調停に有効だと考える犯罪類型に偏向が見られることが指摘された。最終的に費用の問題が懸念され、成人刑事訴訟法での刑事調停の導入は見送られ和解協議召喚制度のみが規定された。成人刑事訴訟法における和解協議召喚制度の実務の一部においては被害者なき犯罪における和解

³⁶² Ebd., Art. 9 Abs. 2.

³⁶³ Ebd., Art. 10 Abs. 2.

³⁶⁴ Ebd., Art. 11.

³⁶⁵ Ebd., Art. 12.

は限定的になされている点、上級職の検察官が和解を実施する点、当事者が私的調停人を利用できるという特徴が見られた。

少年刑事訴訟法の制定経緯においては、教育効果の側面が重視され、主に和解協議召喚を検察官の義務にするか裁量にするか、調停の要件を厳格にするか緩和するかについて争いが見られた。各州の実務の実行規定の詳細・内容は異なり、調停を実施する協会を有するかも州により異なる。調停が頻繁に実施されるフライブルク州においては特に詳細な規定を設け、宣誓手続、厳格な調停人の要件、懲戒処分、委託の具体的要件、対話方法を具体的に定めるなどの特色を有する。また、チューリッヒ州では州法上も調停人への委託は例外的であると規定し、調停に対して懐疑的であることを示した。

以上の様に、立法段階の議論は変遷を繰り返してしており、また具体的な運用は州の実行規定に委ねられていることから州によって違いがあり、議論の余地を大きく残していると言える。

次稿においては、和解協議召喚制度・刑事調停制度に関する学説を中心に検討した上で、考察を加えたい。